

## 仕事と子育ての両立行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- 社員へ制度内容等について資料回覧により周知する
- 育児休業についての窓口を総務部に設置する

目標2：計画期間内に、男性従業員の育児休業取得を一人以上にする

<対策>

- 社員へ制度内容等について資料回覧により周知